

令和 6 年 5 月 7 日現在

機関番号：34316
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2019～2023
課題番号：19K01436
研究課題名（和文）サイバー空間における違法又は有害情報による被害の阻止とファクトチェック体制の整備

研究課題名（英文）Fact check in Internet

研究代表者
金 尚均（Kim, Sanggyun）
龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：00274150
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：ヘイトスピーチが社会問題化するものの、ヘイトクライムまでも問題化するに至っている今日、前者が社会的排除と暴力を煽動することで後者が生じる循環的連関性のある行動として捉え、刑事的対応と非規制的他対応を検討した。とりわけ SNS上のヘイトスピーチをヘイトクライムの導因と理解し、EUのデジタル・サービス法の施行と、EUやドイツ等のSNS規制の意義と削除やブロックングに内包する法的問題を検証し、ヘイトクライムに対する刑事司法実務並びに立法について諸外国との比較研究を通じて、差別動機や偏見・憎悪感情に基づく行動に対して、民間資源の活用による非規制的対応や修復的司法の手法を取り入れた。

研究成果の学術的意義や社会的意義
被害の最小限化のための合憲的措置の構築のため、SNS上の莫大な情報発信量、速報性、広域性、拡散性等の特殊性、消せない・忘れられないことによる被害の継続性、行政規制の比例性に基づく行政機関によるタスクフォースの提示等のソフトロー的対応と、SNS事業者のコンプライアンスの一環としての諸措置の提示、その義務化並びに義務懈怠に対する法的制裁の必要性・妥当性を示した。

研究成果の概要（英文）：While hate speech has become a social problem, hate crimes have also become a problem, and we have examined criminal and non-regulatory responses to the former as cyclical and interrelated behaviors that incite social exclusion and violence, which in turn cause the latter. In particular, (1) hate speech on social networking services (SNS) is understood as the cause of hate crimes, (2) the implementation of the EU Digital Services Act and the significance of SNS regulations in the EU, Germany, and other countries are examined, as well as the legal issues involved in the removal and blocking of SNS, (3) comparative research with other countries on criminal justice practices and legislation against hate crimes is conducted. (4) Non-regulatory responses by utilizing private resources and restorative justice methods against actions based on discriminatory motives, prejudice, and hate feelings.

研究分野：刑法

キーワード：差別表現 ヘイトクライム ヘイトスピーチ

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

インターネット上、とりわけ SNS 上に掲載された表現・情報はその拡散の範囲とスピードにおいて従来の表現態様のそれとは全く異なる。しかも一般人による削除ができないことから、違法又は有害な情報がネット上に放置され、法益侵害が継続し、被害が拡大する。削除されなければ、他人がコピーして同じ情報が再び掲載される。ネット空間は、一方で、匿名性ゆえ行為者が判明しがたい。他方、表現の自由の見地からプロバイダは対応に消極的であり、被害者のコンピュータの面前にある違法情報を削除できず、被害が拡大し続ける。

2. 研究の目的

果たして、究極の表現の自由の場としてのネット空間は、法的ルールから解放された例外空間なのか。本研究の目的は、インターネット政策の中でも、とりわけ SNS 上の違法又は有害な情報の拡散による被害の拡大・継続を迅速に回避するための方策に論点を絞って、--表現の自由を保障しつつ--法的整備を検討することにある。

本研究は、法制度の浸透が未整備のネット空間を対象としており、従来の縦割りの学問体系では対処し切れず、社会学による実態調査をはじめ、憲法、行政法そして刑法等の公法学における横断的な知見の集約と連携が求められる。それにより、違法情報に関して、従来の法学的研究の枠組みを超えた総合的かつ一貫したネット対策を提唱することが見込まれる。

本研究では、SNS 上の法益侵害の実態を調査により把握をした上で、表現の自由の保障と法的ルールの整備されたネット社会の構築のために、違法情報が拡散そして残存するという SNS 上の法益侵害の特殊性を視野に入れ、被害の拡大を迅速に阻止するためのコンテンツの削除又はブロッキングの法的義務づけの是非並び必要性及び有効性を明らかにする。

3. 研究の方法

日本とヨーロッパの SNS 上における違法又は有害な情報の実態把握 差別解消 3 法の施行と自治体によるモニタリングの実施状況に関する調査 SNS 上の違法情報に対する現行法上の規制とその限界の確認 憲法、行政そして刑法における SNS 上の表現規制の現状把握 実態調査を踏まえた、憲法、行政そして刑法の横断的連携をもった法的規制の考案

(方法) ネット上の差別表現又は違法表現事件の調査とこれに関する裁判当事者への聞き取り調査 ヨーロッパにおける SNS 上の違法情報の現状とその規制に関する実態調査 大手 SNS 各社の違法情報に対する対応実務担当者に対する聞き取り調査 表現の自由に照らした法的規制の現状と を踏まえた法的見地からの表現規制とその限界づけの法規範的検討

日本とヨーロッパの SNS 上における違法又は有害な情報の実態把握 名誉毀損や脅迫等、特定人に対する人格権侵害のための規制はあるものの救済に時間を要し、他方、特定集団に対するヘイトスピーチに関する禁止規定はなく、差別表現や被差別部落を特集したサイトは野放しのままである。法務省が発表したネット上の人権侵犯件数も増加傾向にあるが、ヘイトスピーチは対象外とされている。

差別解消 3 法の施行と自治体によるモニタリングの実施状況に関する調査 2016 年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」が施行された。ヘイトスピーチ等の有害な情報の禁止及び刑罰規定はなく、国連人種差別撤廃委員会(2018 年)から処罰規定の制定を勧告されている。そこで、苦肉の次善策としていくつかの自治体が独自にモニタリングを実施するに至り(約 16 自治体) 有害な差別表現を発見した場合にプロバイダ等に削除要請している。この実態について、モニタリング実施日数、時間数、担当者の身分及び人数、発見件数、削除要請と削除件数(量的調査)及び担当者に対するインタビュー(質的調査)を実施する。これと並行して、法的見地から、行政機関によるモニタリングの「検閲」問題を検討する。

SNS 上の違法情報に対する現行法上の規制とその限界の確認 SNS 上の違法又は有害な情報に対して「プロバイダ責任制限法」に基づいてプロバイダ等に情報開示請求により書き込んだ人物を特定することができるが、憲法上保障されている「通信の秘密」とプライバシー権により、私人による発信者・加害者の氏名・住所の特定は開示仮処分、消去禁止仮処分そして本訴の 3 つの裁判手続を経なければ開示されない。だが、この請求の間も問題の情報又はサイトは掲載され続け、コピーされ、被害が拡大・継続する。上記ドイツの法律制定に伴うドイツ通信媒体法の改正により、裁判所の決定に基づき、民法上の請求のために、プロバイダは保持するデータを被害者に提供してもよいことになった

4. 研究成果

ヘイトスピーチが社会問題化するものの、ヘイトクライムまでも問題化するに至っている今日、前者が社会的排除と暴力を煽動することで後者が生じる循環的連関性のある行動として捉え、刑事的対応と非規制的他対応を検討した。とりわけ SNS 上のヘイトスピーチをヘイトクライム

の導因と理解し、EUのデジタル・サービス法の施行と、EUやドイツ等のSNS規制の意義と削除やブロックに内包する法的問題を検証し、ヘイトクライムに対する刑事司法実務並びに立法について諸外国との比較研究を通じて、差別動機や偏見・憎悪感情に基づく行動に対して、民間資源の活用による非規制的対応や修復的司法の手法を取り入れた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 2010
2. 論文標題 判例研究 力関係を背景にしてヘイトスピーチが発せられている環境でマイクロアグレッションに晒され、ハラスメントの被害を受けた事案：フジ住宅事件・大阪高裁判決令三・一・一八	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬報社	6. 最初と最後の頁 29-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 815
2. 論文標題 差別からの解放を求めた訴えを理解したか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 部落解放	6. 最初と最後の頁 45-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 53
2. 論文標題 インターネット上の表現による法益侵害の継続とその削除	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 1147、1168
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 807
2. 論文標題 ドイツのネットワーク法執行法について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 部落解放	6. 最初と最後の頁 39、48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 93
2. 論文標題 差別解消法と条例の展開：ヘイトスピーチ問題を例に展望する(5)ヘイトスピーチに対する刑事規制	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 91, 96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 92
2. 論文標題 差別解消法と条例の展開：ヘイトスピーチ問題を例に展望する 企画趣旨	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 50
2. 論文標題 コンテンツプロバイダに対する刑事的対応についての一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会科学研究年報	6. 最初と最後の頁 189-202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 53
2. 論文標題 インターネット上の表現による法益侵害の継続とその削除	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 75-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 2392号
2. 論文標題 「意見書：法規制の根拠としての法益侵害・危険とその埒外にある不快」（判例時	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 123頁 126頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金 尚均	4. 巻 51号
2. 論文標題 インターネット上の差別と法規制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東京部落解放研究所紀要	6. 最初と最後の頁 2頁 17頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 金 尚均
2. 発表標題 International legal and institutional framework against hate speech
3. 学会等名 Asia-Pacific Regional Forum on Hate Speech, Social Media and Minorities（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 金 尚均
2. 発表標題 International legal and institutional framework against hate speech
3. 学会等名 The 13th session of the UN Forum on Minority Issues（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 金 尚均	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 304
3. 書名 インターネット時代のヘイトスピーチ問題の法的・社会学的捕捉	

1. 著者名 松宮 孝明、塩谷 毅、安達 光治、野澤 充、嘉門 優、平山 幹子、金 尚均、玄 守道、豊田 兼彦、井上 宜裕	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 402
3. 書名 ハイブリッド刑法各論〔第3版〕	

1. 著者名 中川 慎二、河村 克俊、金 尚均	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 244
3. 書名 インターネットとヘイトスピーチ	

1. 著者名 宮下 萌、明戸 隆浩、石川 優実、川口 泰司、上瀧 浩子、曹 慶鎬、唐澤 貴洋、佐藤 佳弘、金 尚均、成原 慧、佐藤 暁子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 248
3. 書名 テクノロジーと差別	

1. 著者名 明戸 隆浩、法学セミナー編集部	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 232
3. 書名 ヘイトスピーチに立ち向かう：差別のない社会へ	

1. 著者名 第二東京弁護士会人権擁護委員会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 84
3. 書名 インターネットとヘイトスピーチ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------